

# 広報しんち

平成23年10月20日号

## 東日本大震災によって亡くなられた方の埋火葬費用の返還

東日本大震災の災害発生時に県内市町村にいた方で、震災と関係がある死と認められる方を、災害による混乱のため御遺族が火葬した場合、災害救助法の適用対象となり、その費用を国が負担します。すでに御遺族が費用を支払われている場合は返還いたしませんので、お問い合わせください。

**対象経費** 火葬費用、棺（ふとん等付属品含む）、骨壺・骨箱、遺体安置料（ドライアイス等遺体保存資材含む）、遺体搬送料（必要最小経費）  
ただし、葬儀告別式典費用（祭壇、供花、酒代、休憩室料等）は対象外です。

申請者 火葬許可を受けた方  
申請期限 11月30日（休）  
（土・日・祝日を除く）

◎問い合わせ

町民課（☎②2115）

## 木造住宅耐震改修工事費用の一部助成

町では、地震に対する住宅の安全性の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を助成します。

ただし、今年度の受付戸数は2戸です。  
**対象木造住宅**  
次のすべてに該当する住宅  
①町内に自ら所有し、居住する住宅

②昭和56年5月31日以前に工事を着手した住宅  
③在来軸組工法、伝統的工法等による木造3階建て以下の戸建てまたは併用住宅

④耐震診断の結果、耐震基準を満たさないもの（上部構造評点が一・〇未満）を耐震改修工事を行うことにより一・〇以上とするもの

※補助金の交付決定年度内に耐震改修工事が完了するもの  
**申込対象者**  
次のすべてに該当する方

①新地町に住民登録している方  
②住宅の所有者又は居住者で、耐震性能向上を目的とし、耐震基準に適合するよう補強又は改修する工事を行う方

③町税を完納している方  
**補助金額** 耐震改修工事に要する費用の3分の2  
（ただし、上限は60万円）

※耐震改修に要する費用…耐震改修に係る設計費、工事費、工事監理費

※町内建築業者が耐震改修工事を行った場合は、さらに5万円の助成があります。

**申込期限** 11月30日（休）  
◎申し込み・問い合わせ  
都市計画課（☎②2113）

## 保育所入所の申込受付

町では、平成24年4月から新たに保育所に入所する方の申し込みを次の日程で受け付けます。入所希望の方は、各保育所でお申し込みください。申込用紙は各保育所、役場町民課に用意しています。

**持参する物**  
申込用紙、生育歴、健康保険証（家族全員）、母子手帳

**入所の要件（留意事項）**  
保育に欠ける（保育する方がいない）乳幼児であること。

## インフルエンザ予防接種

先日配布した「保健センターだより」で、インフルエンザワクチンの接種助成についてお知らせしたところですが、このたび日本ユニセフ協会からの支援により、「6か月から中学生」の対象者について自己負担額が無料になりました。

なお、接種費用の助成対象者は、新地町に住所のある方です。

保育所	入所受付日時	対象年齢
新地保育所 ☎②2277	11月16日（休） 10時～16時	満3か月（平成24年4月1日までに満3か月を迎える乳児を含む）から就学前
駒ヶ嶺保育所 ☎②3009	11月17日（休） 10時～16時	満1歳（平成24年4月1日までに満1歳を迎える乳児を含む）から就学前
福田保育所 ☎②3595	11月18日（金） 10時～16時	満1歳（平成24年4月1日までに満1歳を迎える乳児を含む）から就学前

◎問い合わせ 町民課（☎②2116）

接種回数		6か月児～中学生	65歳以上	生活保護世帯 町民税非課税世帯
		1回目	接種費用 3,600円 公費助成額 3,600円 自己負担額 0円	3,600円 2,600円 1,000円
2回目		接種費用 2,550円 公費助成額 2,550円 自己負担額 0円		

◎問い合わせ 保健センター（☎②2096）

## 図書館まつり

11月6日(日) 総合体育館内

- ・大型絵本展示
- ・ベストリーダー展示
- ・除籍資料等リサイクル
- ・読書感想画コンクール表彰式(9:45~)
- ・読書感想画コンクール応募作品展示
- ・各種行事写真展示
- ・クイズラリー
- ・親子ふれあい広場(バルーンアートなど)
- ・その他

## 健康福祉まつり

11月6日(日) 総合体育館内

- 8:30~9:00 健康優良者等表彰式
- 9:00~15:00  
献血・試食コーナー(無くなり次第終了)  
体力測定・健康相談・健康体操コーナー  
こどもコーナー・クイズラリー など

## 保育展

写真、絵の展示

11月6日(日) 総合体育館内

## 巣箱作り体験教室

11月6日(日) 総合体育館前広場

**定員** 60名(家族での参加の場合は、一家族で一個とします)

**参加費** 無料(材料および道具は、すべて主催者が準備します)

**主催** NPO法人ドリームタウンしんち

**共催** 新地町 **後援** 福島県

◎**問い合わせ** NPO法人ドリームタウンしんち  
(☎080-5229-6647)

この教室は、森林環境交付金事業の補助金で実施されます。

## しんちゃんGO臨時運行

11月6日には、のりあいタクシー「しんちゃんGO」まちなか線が臨時運行します。ご利用ください。

**運行時間**

8:00~15:30

◎**予約** 情報センター

(☎③2338)

## 無料法律相談所

福島県弁護士会相馬支部では、次のとおり無料法律相談所を開設します。

**開設日時(11月)**

毎週火曜日 14時~16時

**場所** 役場1階相談室

**相談員**

福島県弁護士会相馬支部所属弁護士

**相談内容**

被災者の生活に関する悩みや支援制度の紹介等

◎**問い合わせ**

福島県弁護士会相馬支部

(☎③4789)

町民課(☎②2115)

## 心配ごと相談

11月10日(木)

11月21日(月)

**時間** 10時~15時

**場所** 保健センター

## 人権相談

11月10日(木)

**時間** 10時~15時

**場所** 保健センター

## 行政相談

11月21日(月)

**時間** 10時~15時

**場所** 保健センター

## 自動車税の納付を

お忘れなく

自動車税の納期限は10月31日です。期限までに忘れずに納めましょう。

自動車税の納付は、金融機関のほか、納期限内であればコンビニエンスストアでも納めることができます。

なお、東日本大震災により滅失・損壊した自動車の自動車税については、相双地方振興局県税部へお問い合わせください。

◎**問い合わせ**

相双地方振興局県税部(☎②1127)

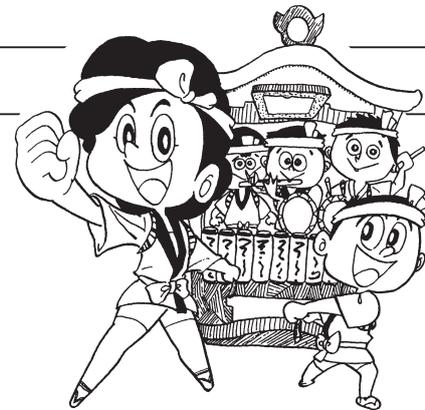
# 新地町復興産業まつり

平成 23 年度電源地域振興・ふくしま電源地域振興支援事業

11月6日(日) 新地町総合体育館前広場

## 【イベントスケジュール】

時間	内容
9:00	開会式
9:15	農産物共進会表彰式
9:30	先着プレゼント（先着200名）
10:00	芸能発表会【JA女性部踊り・よさこい演舞】
11:00	新米もち試食会（米消費拡大）
12:00	歌謡ショー
13:00	ニラ福引き抽選会
14:30	玉入れ競争（JA支部対抗）
15:00	福引き抽選会
15:30	閉会



## 【終日開催イベント】

しんち復興チャリティパネル

新地町特産品販売

地場産農産物直売、地場産農産物加工品販売、地場産海産物販売

「ニラキムチ鍋」の無料配布（昼食時間のみ）

自動車の展示販売、商工業の展示販売

農産物品評会（共進会）販売9:30～14:00 引換14:00～

巣箱作り体験教室

**主催** 新地町復興産業まつり実行委員会

（新地町・そうま農業協同組合・新地町商工会・相馬双葉漁業協同組合）

◎問い合わせ 農林水産課（☎2194）

# 選挙のお知らせ

福島県議会議員一般選挙

告示日 11月10日(木)

投票日

11月20日(日)

新地町議会議員一般選挙

告示日 11月15日(火)

## 立候補予定者説明会 立候補届出受付

新地町議会議員選挙の立候補

補予定者説明会および立候補届出受付を次の日程で行います。立候補できる方は、本町に住所を有し、投票日現在で満25歳以上の方です。

立候補予定者説明会

日時 10月26日(水)

午前10時～

場所 新地町役場3階正庁

立候補届出受付

日時 11月15日(火)

午前8時30分～午後5時

場所 新地町役場3階正庁

## 投票日は11月20日(日)

投票は、町内7か所の投票所で行われます。投票所は11

月中旬に郵送される「投票所入場券」に記載されていますので、ご確認ください。

「投票所入場券」は投票所にお出かけの時に必ず持参してください。ただし、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、当日投票所の係員にお申し出ください。

## 投票所を変更

従来使用していた第3投票所の大戸浜公会堂および第8投票所の今泉公会堂が、津波被害により使用できなくなりましたことから、**釣師、大戸浜、今泉**の各地区を新しく第3投票所として、**総合体育館**に変更しましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、その他の地区は以前と変更ありません。

投票所	施設名	地区
第1投票所	農村環境改善センター	新地、中島、小川
第2投票所	岡公会堂	岡、杉目
第3投票所	総合体育館	釣師、大戸浜、今泉
第4投票所	駒ヶ嶺公民館	駒ヶ嶺町、新町、上ノ町、城内、渋民、藤崎、深町、今神、富倉、原
第5投票所	菅谷公会堂	菅谷、高田、相善
第6投票所	勤労青少年ホーム	沢口、明地、鉄炮町、中里、大山田、上真弓、下真弓
第7投票所	作田コミュニティセンター	埴浜、木崎、作田

## 郵便の転送届

町内、町外の避難先に避難されている有権者の方に、投票所入場ハガキを確実にお送りするために、郵便転送届をお近くの郵便局にご提出をお願いいたします。

## 不在者投票制度

町外の避難先に避難されている方、仕事や旅行などで他の市区町村に滞在している方、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や福祉施設に入院(所)している方、身体に重度の障がいのある方は郵便等による不在者投票ができる場合があります。

滞在地の選挙管理委員会での投票

避難先や仕事、旅行などで他の市区町村に滞在している方は、滞在地の選挙管理委員会へ必要書類を送りますので、投票される方は、町選挙管理委員会へお問い合わせください。病院や福祉施設に入院(所)している方

身体に重度の障がいのある方

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件に該当する方、または介護保険被保険者証を交付されている方で要介護5の方は、郵便等による不在者投票ができます。投票に係る書類を請求する必要がありますので、投票日の4日前までに町選挙管理委員会へご連絡ください。

身体障害者手帳の場合

両下肢・体幹・移動機能の障がいにあつては1級または2級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害は1級または3級、免疫の障がいには1級から3級。  
・介護保険被保険者証の場合  
要介護5の方

郵便投票証明書をお持ちの方は、有効期限をご確認のうえ、期限が満了する場合は町選挙管理委員会へ新規証明書の交付を受けてください。

◎問い合わせ  
新地町選挙管理委員会